

南部広域行政組合

令和4年

第4回議会（臨時会）

会議録

期	日	令和4年11月30日（水）
会	期	1日間
場	所	南部総合福祉センター 1階 ホール

令和4年 第4回 南部広域行政組合議会(臨時会)

招 集 年 月 日	令和4年11月30日(水)		
招 集 の 場 所	南部総合福祉センター 1階 ホール		
開会の日時・宣告	令和4年11月30日(水)15時30分	議 長	新垣 繁人
閉会の日時・宣告	令和4年11月30日(水)15時53分	副議長	伊計 裕子
会 期	1日間		
会議録署名議員	6番 銘苅 哲次 7番 米増 雄二		
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		
出席議員[18名]			
1番 大田 守	2番 長嶺 安浩	3番 瀬長 宏	
4番 新垣 繁人	5番 ずけらん長風	6番 銘苅 哲次	
7番 米増 雄二	9番 徳田 将仁	10番 上原 晃	
11番 大城 勇太	12番 喜納 昌盛	13番 伊計 裕子	
14番 當山 清彦	15番 宮平 喜文	17番 渡口 良徳	
18番 金城 盛男	19番 新垣 博正	20番 上間 堅治	
欠席議員[2名]			
8番 新垣 正春	16番 上江洲 智章		
地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席した者の職・氏名			
理事長 古謝 景春	副理事長 當 銘 真栄		
事務局長 仲間 智紀	総務課長 上間 諭	兼 計 管 理 者 上原 敏一 兼 会 計 課 長	
研究所長 大城 讓次	研 究 所 新垣 誠 主 任 指 導 主 事	兼 新 戸 建 設 準 備 室 佐 境 長 兼 室 長	屋 宜 圭 太
兼 豊 環 境 喜 友 名 等 兼 衛 生 課 長	兼 東 部 環 境 安 里 勉 兼 衛 生 課 長	兼 新 室 島 衛 生 課 長	知 念 正 樹
職務のため議場に出席した者の職・氏名			
主管兼係長 久志 桂子	主 査 玉 城 良 朗	主 査 新垣 美智子	
主管兼係長 宮里 紀子			

議 事 日 程

1. 開会宣告

2. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 20号 南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 21号 令和4年度 南部広域行政組合一般会計補正予算（第3号）

日程第 5 議案第 22号 令和4年度 南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）

3. 閉会宣告

令和4年第4回南部広域行政組合議会（臨時会）

会 議 録

(開会：15時 30分)

◎欠席の報告

○議長（新垣繁人）

皆さん、おはようございます。

始まる前に、8番新垣正春議員、16番上江洲智章議員から欠席する旨の連絡がありましたので、御報告いたします。

◎開会の宣告

○議長（新垣繁人）

ただいまの出席議員は、18名で会議は成立いたします。

これより令和4年第4回南部広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。

(開会：15時 30分)

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（新垣繁人）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において6番銘苅哲次議員、7番米増雄二議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（新垣繁人）

日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3 議案第20号 上程、質疑、討論、採決

○議長（新垣繁人）

日程第3、議案第20号 南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

理事長。

○理事長（古謝景春）

議案第20号 南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御提案申し上げます。

詳細につきましては、担当課のほうから説明をいたしますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

○議長（新垣繁人）

総務課長。

○総務課長（上間諭）

南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月30日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由 国の人事院勧告、県の沖縄県人事委員会勧告、一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び組合構成市町村の状況を踏まえ、改正する必要があるため提案する。

議案の説明は、資料1の南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（概要）で行います。資料1をご覧ください。

改正内容 人事院勧告、沖縄県人事委員会勧告及び組合構成市町村等を参考に、職員の給料表の改正及び勤勉手当に係る支給率を改正するため、この条例を改正しようとするものであります。

1 一般職員の再任用職員の勤勉手当の改正

(1) 給料表を改正し、令和4年4月1日に遡って適用する。

(2) 一般職員の勤勉手当の支給月数0.10月分引き上げる。(期末・勤勉年間4.30月を4.40月へ)

(3) 再任用職員の勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げる。(期末・勤勉年間2.25月を2.30月へ)

一般職員で例を説明します。

現行の一般職員の勤勉手当の支給月数は、6月、12月共に0.925月で、期末手当含めた年間の支給月数が4.30月です。

改正後の一般職員の勤勉手当の支給月数は、6月、12月共に0.925月を0.975月、期末手当含めた年間支給月数が4.30月を4.40月に改正します。

ただし、令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置として、0.975月とあるのを1.025月にするものとなっております。

2 附則（施行日）は、公布の日とします。

以上でございます。

○議長（新垣繁人）

これで議案第20号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

昨年の給与改正では、支給月数は4.45月から4.30月への引き下げでした。期末手当の支給手当からの引き下げでしたが、期末手当は職員的生活給です。

今回は勤勉手当の支給月数の引き上げです。支給月数の引き上げ幅は国の人事院勧告、県の人事委員会勧告及び組合市町村の状況を踏まえることは理解できますが、組合としてはどう考えますか。

2点目に今回の条例の一部改正は職員のみとなっていますが、会計年度任用職員の待遇改善も必要ではないですか。会計年度任用職員に関する改正は、今回はないのですか。

3点目に今回の条例の一部改正は、職員の月例給と勤勉手当の引き上げですが、本組合は20代・30代といった若年層が多い理由で給料の増減額がその他の増減額と比較して少額となっているのですか。全会計で補正がない理由は何ですか。

○議長（新垣繁人）

総務課長。

○総務課長（上間諭）

まず1点目の勤勉手当支給月数の上げ幅は妥当だと考えます。本組合は、構成市町村の負担金で運営しているため、構成市町村に準ずるべきだと考えます。

2点目の会計年度任用職員の待遇面ですが、会計年度任用職員についても組合職員に準ずるべきだと考えます。会計年度任用職員は、今回の給与に関する条例の一部改正に伴い、給料月額を改正する必要があります。そこで、次回の組合議会において関連する条例の一部改正及びそれを反映させた当初予算の上程を予定しています。

3点目の件ですが、今回の条例の一部改正である給料月額の改正は、若年層職員の一部が対象です。また、勤勉手当の支給月数の改正は、現業職員・派遣職員を含めた職員全員が対象となります。よって全職員が増額します。しかし、既決予算額で足りている会計は補正をしておりません。不足する会計のみ補正をしております。

以上です。

③議員（瀬長宏）

糸豊の補正予算が提出されていないということは予算が足りているということですか。

また、当時の糸豊清掃施設組合から現南部広域行政組合の審議事項を比較すると格段に増えています。組合議員の負担増に見合うような議員報酬の改正を要請していましたが、コロナウイルスの感染拡大状況から見送られた経緯があります。しかし、昨今の各種の負担増を鑑みると以前に増して負担が増えていると思います。そこで、議員報酬の改正について議論しましたか。

○議長（新垣繁人）

総務課長。

○総務課長（上間諭）

糸豊特別会計の補正予算が上程されていないのは、既決予算内で充足していますので、補正予算の計上はありません。

組合議員の報酬については、理事長の指示を基に報酬の改正を行う予定であります。そのために今月に開催しました共同処理事務担当課長及び財政担当課長会議において、改正額を反映させた当

初予算額を構成市町村の幹事及び財政担当課長へ説明を行っております。今後は、構成市町村からの異議等がなければ、次の組合議会定例会へ報酬額を増額した当初予算及びそれに関連する条例案を提案したいと考えています。

以上です。

○議長（新垣繁人）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより、議案第20号 南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第21号 上程、質疑、討論、採決

○議長（新垣繁人）

日程第4、議案第21号 令和4年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

理事長。

○理事長（古謝景春）

議案第21号 令和4年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について御提案申し上げます。

詳細につきましては、担当課のほうから説明をいたしますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

○議長（新垣繁人）

会計課長。

○会計課長（上原敏一）

それでは、令和4年度一般会計補正予算書（第3号）（案）の1ページをお願いします。

議案第21号 令和4年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第3号）

令和4年度南部広域行政組合一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年11月30日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

一般会計補正予算書(第3号)(案)の最後の10ページの次でございます、資料2、令和4年度一般会計補正予算(第3号)概要で御説明いたします。

第1表、歳出予算補正。歳出。

3款衛生費、補正額134万円の増。

1項ごみ処理事業費、補正額84万5,000円の増。主な理由は、人件費の増でございます。

2項最終処分場費、補正額49万5,000円の増。主な理由は、人件費の増でございます。

6款予備費、134万円の減。歳出合計はございません。

第2表、債務負担行為補正。変更。

事項、指定金融機関業務委託。補正前、期間令和5年度、限度額59万4,000円。補正後、期間令和5年度、限度額121万6,000円。

2ページに令和4年度事業別歳出補正予算(第3号)を添付しております。

以上でございます。

○議長(新垣繁人)

これで議案第21号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(新垣繁人)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新垣繁人)

討論なしと認めます。

これより、議案第21号 令和4年度南部広域行政組合一般会計補正予算(第3号)について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新垣繁人)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第22号 上程、質疑、討論、採決

○議長(新垣繁人)

日程第5、議案第22号 令和4年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算(第2号)について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

理事長。

○理事長（古謝景春）

議案第22号 令和4年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

詳細につきましては、担当課のほうから説明をいたしますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

○議長（新垣繁人）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

予算書の1ページをお開きください。

議案第22号 令和4年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和4年11月30日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

補正予算書の次にございます、資料3、令和4年度島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）概要で御説明いたします。

第1表、歳出予算補正。歳出。

1款衛生費、1目一般管理費、補正額78万円の増。主な理由は、人件費の増でございます。

3款予備費、78万円の減でございます。

以上でございます。

○議長（新垣繁人）

これで議案第22号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより、議案第22号 令和4年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議決事件の字句等の整理

○議長（新垣繁人）

以上で本日の議案審議につきましては終了いたしますが、議決事件の条項、字句及び数字などの整理についてお語りいたします。

本定例会において議案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（新垣繁人）

以上で本日の日程は全て終了しました。

これにて、令和4年第4回南部広域行政組合議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

（閉会時刻：15時53分）

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長	新垣 繁人
6番	銘苅 哲次
7番	米増 雄二